

【概要】

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（経済産業省令第55号）が令和元年12月23日に公布され、同日施行されました。

法令改正の概要

(1) 日本産業規格「火薬類の盗難防止設備の要求事項」の取り入れ

火薬類取締法における火薬庫または火薬庫外においてする貯蔵（以下、「庫外貯蔵所」という。）の技術上の基準は、火薬類取締法施行規則その他の規程により定められている。

従来、火薬庫および庫外貯蔵所の扉、錠及び自動警報装置等の詳細な基準は、盗難防止設備基準（昭和52年11月11日付け52立局第591号）により定められていたが、赤外線感知式センサ等を取り入れた日本産業規格K4832(2018)（火薬類の盗難防止設備の要求事項）が改正され、盗難防止の措置について対応できる幅が広がったことから、火薬類の貯蔵の技術基準について性能規定化されるとともに、当該日本産業規格を火薬類取締法の技術基準に取り入れる改正が行われた。

具体的な改正内容としては、

- 庫外貯蔵所の技術上の基準における扉、錠、自動警報装置に係る箇所が性能規定化され、火薬類取締法施行規則関係例示基準（貯蔵）（以下、「貯蔵例示基準」という。）に日本産業規格が取り入れられた。（施行規則第16条、貯蔵例示基準関連）
- 火薬庫の技術上の基準における扉、錠、天井裏等の金網、自動警報装置に係る箇所が性能規定化され、貯蔵例示基準に日本産業規格が取り入れられた。（施行規則第24条、第25条、第26条、貯蔵例示基準関連）なお、盗難防止設備基準（昭和52年11月11日付け52立局第591号）については、廃止された。

(2) 火薬類の廃棄に関する技術上の基準の性能規定化

火薬類の廃棄の技術基準について性能規定化が行われた。具体的な改正内容としては、廃棄の技術上の基準について性能規定化され、火薬類取締法施行規則関係例示基準（廃棄）（以下「廃棄例示基準」という。）に例示基準として、これまで規則で定められていた仕様規定が取り入れられた。（施行規則第67条、廃棄例示基準関連）